時津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１３号）の一部改正

改　正　案	現　　行
目次	目次
第１章　総則（第１条―第３条）	第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準	第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第４条）	第１節　利用定員に関する基準（第４条）
第２節　運営に関する基準（第５条―第３４条）	第２節　運営に関する基準（第５条―第３４条）
第３節　特例施設型給付費に関する基準（第３５条・第３６条）	第３節　特例施設型給付費に関する基準（第３５条・第３６条）
第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準	第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第３７条）	第１節　利用定員に関する基準（第３７条）
第２節　運営に関する基準（第３８条―第５０条）	第２節　運営に関する基準（第３８条―第５０条）
第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（**第５１条―**第５２条）	第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（**第５１条・**第５２条）
第４章　雑則（第５３条）	
附則	附則
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) **満３歳未満等小規模保育事業**　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業**（同項第３号に掲げる事業を除く。）**をいう。	(6) **小規模保育事業**　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。
(6)の2 満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。	
(7)～(11) 略	(7)～(11) 略
(11)の2 教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。	
(11)の3 満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。	
(11)の4 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。	
(12)～(18) 略	(12)～(18) 略
(19) 教育・保育　**法第７条第１０項第５号**に規定する教育・保育をいう。	(19) 教育・保育　**法第１４条第１項**に規定する教育・保育をいう。
(20)～(22) 略	(20)～(22) 略
(23) 特定地域型保育事業　**法第４３条第４項**に規定する特定地域型保育事業をいう。	(23) 特定地域型保育事業　**法第４３条第３項**に規定する特定地域型保育事業をいう。
(24)～(29) 略	(24)～(29) 略
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第５条　略	第５条　略

改　正　案	現　　行
	２　特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア　特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ　特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３　前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ５　特定教育・保育施設は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1)　第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2)　ファイルへの記録の方式 ６　前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をし

改　正　案	現　　行
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**教育認定子ども**の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）**の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４及び５　略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、**保育認定子ども**に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法**附則**第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第４０条第２項において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに**教育・保育給付認定の申請**が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　略	**た場合は、この限りでない。** （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ４及び５　略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、**法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第４０条第２項**及び第４２条第６項第１号**において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに**当該申請**が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　略

改　正　案	現　　行
（利用者負担額等の受領） 第１３条　略 ２及び３　略 ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)及び(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）**教育認定子ども**　７７，１０１円 （イ）**満３歳以上保育認定子ども**（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円） イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア）**教育認定子ども**　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 （イ）**満３歳以上保育認定子ども**　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)及び(5) 略 ５及び６　略 （施設型給付費等の額に係る通知等）	（利用者負担額等の受領） 第１３条　略 ２及び３　略 ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)及び(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）**法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**　７７，１０１円 （イ）**法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円） イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア）**法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 （イ）**法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)及び(5) 略 ５及び６　略 （施設型給付費等の額に係る通知等）

改　正　案	現　　行
第１４条　略	第１４条　略
２　特定教育・保育施設は、前条第２項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した**特定教育・保育提供証明書**を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	２　特定教育・保育施設は、前条第２項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した**特定教育・保育を提供したことを証する書類**を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。
（特定教育・保育の取扱方針）	（特定教育・保育の取扱方針）
第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び**同条第１０項**の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項	(2) 認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び**同条第９項**の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項
(3)及び(4) 略	(3)及び(4) 略
２　略	２　略
（掲示等）	**（掲示）**
第２３条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない**ほか、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない**。	第２３条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、**学校教育法第１条に規定する幼稚園**である特定教育・保育施設の職員にあっては、**同法**第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、**幼稚園**である特定教育・保育施設の職員にあっては、**学校教育法**第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が**教育認定子ども**に対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号	第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が**法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど**

改　正　案	現　　行
に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る**教育認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**満３歳以上保育認定子ども**の総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「**教育認定子ども**」とあるのは「**教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号**」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、**同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども**（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、**同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども**（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が**満３歳以上保育認定子ども**に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る**満３歳以上保育認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**教育認定子ども**の総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	**も**に対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る**法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**」とあるのは「**同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、**同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども**（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、**同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども**（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が**法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る**法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

改　正　案	現　　行
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第３７条　略	第３７条　略
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学	

改　正　案	現　　行
校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。 （内容及び手続の説明及び同意） 第３８条　略	（内容及び手続の説明及び同意） 第３８条　略
	２　第５条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３９条　略	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３９条　略
２　特定地域型保育事業者**（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）**は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章**（第４３条第１項を除く。）**において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
４　前２項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、**これらの項**に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	**３　前項**に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、**同項**に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る**保育認定子ども**に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	**４**　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る**満３歳未満保育認定子ども**に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条　略	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条　略
２　特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども**に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み	２　特定地域型保育事業者は、**満３歳未満保育認定子ども**に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定

改　正　案	現　　行
替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第４１条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている**保育認定子ども**に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該**特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第１２項において同じ。）**の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３７条第２項に規定するその他の**法第１９条第３号に掲げる**小学校就学前子どもに限る。**第６項第１号**において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２～５　略 **６　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。** **(1) 町長が、児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認**	により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第４１条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**満３歳未満保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている**満３歳未満保育認定子ども**に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該**特定地域型保育事業者により特定地域型保育**の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。**以下この号**において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２～５　略 **６　町長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。**

改　正　案	現　　行
定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定こどもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。	
７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	７　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。	
９　略	８　略
１０　事業所内保育事業（第３７条第２項の規定より定める利用定員が２０人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。	９　事業所内保育事業（第３７条第２項の規定より定める利用定員が２０人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第１項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。
１１　略	１０　略
１２　略	１１　略
（利用者負担額等の受領） 第４３条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	（利用者負担額等の受領） 第４３条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２～４　略	２～４　略
５　特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	５　特定地域型保育事業者は、前４項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
６　略	６　略
（運営規程） 第４６条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要	（運営規程） 第４６条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要

改　正　案	現　　行
事項に関する規程（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第３９条第２項**及び第３項**に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11) 略 （勤務体制の確保等） 第４７条　特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども**に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、**保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　略 （記録の整備） 第４９条　略 ２　特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 （準用） 第５０条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（**教育認定子ども**を除く。以下この節において同じ。）について」と、**第１４条第１項**中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において」と、「施設型給付費の」と、あるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と**、第２５条中「各号（幼保連**	事項に関する規程（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第３９条第２項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11) 略 （勤務体制の確保等） 第４７条　特定地域型保育事業者は、**満３歳未満保育認定子ども**に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、**満３歳未満保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　略 （記録の整備） 第４９条　略 ２　特定地域型保育事業者は、**満３歳未満保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 （準用） 第５０条　第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（**満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども**を除く。以下この節において同じ。）について」と、**第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項**中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において」と、「施設型給付費の」と、あるのは「地域型保育給付費の」と、

改　正　案	現　　行
携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。	同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特別利用地域型保育の基準） 第５１条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第５２条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。第５２条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第４０条第２項除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第３号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程

改　正　案	現　　行
族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各号」とあるのは「前３項」とする。	度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公	

改　正　案	現　　行
正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	
（特定利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げ	（特定利用地域型保育の基準） 第５２条　特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の

改　正　案	現　　行
る費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（**特定満３歳以上保育認定子どもを除く**。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（**令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう**。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。
第４章　雑則 （電磁的記録等） 第５３条　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。 ２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっ	

改　正　案	現　　行
ては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ３　前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ４　特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 ５　前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 ６　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付す」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 附　則	附　則

改　正　案	現　　行
（連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者（**満３歳以上限定小規模保育事業者及び**特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第４２条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第４２条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。